

津市消防本部訓で定める申請書等への押印の特例

令和3年3月26日消防本部訓第3号

(趣旨)

第1条 この訓は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、消防本部訓で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 消防本部訓で定める申請書等であって、消防本部訓により押印を要するとされているもののうち、消防長が別に定めるものについては、当該消防本部訓の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、消防長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附 則

この訓は、令和3年4月1日から施行する。